

## 航空工場検査官及び航空工場検査員検査実施細則

### (目的)

第一条 この細則は、航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則（昭和三十一年三一重第四四八号。以下「検査規則」という。）第七条に基づき、検査規則第三条に規定する検査の実施要領を定めることを目的とする。

### (検査の実施方法)

第二条 検査は、当該申請に係る工場において、次の実施方法により行うものとする。

- 一 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づく航空機の製造の方法の認可、法第九条第一項の規定に基づく航空機の修理の方法の認可、法第十一条第一項の規定に基づく航空機用機器の製造の方法の認可又は法第十四条第一項の規定に基づく航空機用機器の修理の方法の認可のために検査官又は検査員が行う検査は、航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号。以下「施行規則」という。）第二十条、第二十四条、第三十条又は第三十五条の生産技術上の基準を満たしているかどうかについて行うこととし、検査の結果は様式一及び様式二による検査報告書に記載し製造産業局長又は経済産業局長に提出するものとする
- 二 法第二条の九若しくは第三条の二の規定に基づく基準維持に関する設備の検査、法第六条の規定に基づく航空機の製造の方法若しくは法第九条に基づく航空機の修理の方法に関する設備及び作業者の技術の検査又は法第十一条の規定に基づく航空機用機器の製造の方法若しくは法第十四条の規定に基づく航空機用機器の修理の方法に関する設備及び作業者の技術の検査は、検査官又は検査員が施行規則第八条、第十六条、第二十条、第二十四条、第三十条又は第三十五条の規定による生産技術上の基準を基準として行うものとし、検査の結果は様式三及び様式四による検査報告書に記載し製造産業局長又は経済産業局長に提出するものとする。

### 附 則

この細則は、平成二十五年十一月一日から実施する。

様式 1

航空機の製造（修理）の方法検査報告書

年 月 日

製造産業局長  
又は経済産業局長 殿

航空工場検査官氏名 印  
又は航空工場検査員氏名 印

航空機製造事業法第6条第1項（第9条第1項）の規定に基づき、航空機の製造（修理）の方法の検査を行ったので報告する。

1. 製造（修理）方法認可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 製造（修理）事業の区分
3. 認可申請の対象機種
4. 製造（修理）を行う工場名及び所在地
5. 設計（修理計画）に関する検査実施状況
  - (1) 強度検査
  - (2) 構造検査
  - (3) 性能検査
6. 5. 以外の検査実施状況
7. 検査総評及び判定

生産技術上の基準		検査総評	判定
1	設計（又は修理計画）		
2	材料及び部品の規格		
3	工作又は検査の工程、技術及び設計図面（又は修理計画図面）の管理		
4	工作及び検査の作業標準		
5	特殊工程の作業と検査		
6	特殊工程の設備		
7	検査の設備及び管理		
8	材料及び部品の保管管理		
9	外注の品質管理		

8. 検査官又は検査員が口頭をもって注意した事項
9. 特に示達を要する事項

様式2

航空機用機器の製造（修理）の方法検査報告書

年 月 日

製造産業局長  
又は経済産業局長 殿

航空工場検査官氏名 印  
又は航空工場検査員氏名 印

航空機製造事業法第11条第1項（第14条第1項）の規定に基づき、航空機用機器の製造（修理）の方法の検査を行ったので報告する。

1. 製造（修理）方法認可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 製造（修理）事業の区分
3. 認可申請の対象機種
4. 製造（修理）を行う工場名及び所在地
5. 設計（修理計画）に関する検査実施状況
  - (1) 強度検査
  - (2) 構造検査
  - (3) 性能検査
6. 5. 以外の検査実施状況
7. 検査総評及び判定

生産技術上の基準		検査総評	判定
1	設計（又は修理計画）		
2	材料及び部品の規格		
3	工作又は検査の工程、技術及び設計図面（又は修理計画図面）の管理		
4	工作及び検査の作業標準		
5	特殊工程の作業と検査		
6	特殊工程の設備		
7	検査の設備及び管理		
8	材料及び部品の保管管理		
9	外注の品質管理		

8. 検査官又は検査員が口頭をもって注意した事項
9. 特に示達を要する事項

様式3

設備検査報告書

年 月 日

製造産業局長  
又は経済産業局長 殿

航空工場検査官氏名 印  
又は航空工場検査員氏名 印

航空機製造事業法第2条の9（第3条の2）の規定に基づき、基準維持に関する設備の検査を行ったので報告する。

1. 製造（修理）事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 製造（修理）事業の区分
3. 製造（修理）を行う工場名及び所在地
4. 検査総評及び判定

	生産技術上の基準	検査総評	判定
1	製造又は修理を行うのに適当な性能を有すること。		
2	種類及び能力別の数がその事業を行うのに適当なものであること。		

5. 検査官又は検査員が口頭をもって注意した事項
6. 特に示達を要する事項

様式4

設備及び技術検査報告書

年 月 日

製造産業局長  
又は経済産業局長 殿

航空工場検査官氏名 印  
又は航空工場検査員氏名 印

航空機製造事業法第6条(第9条、第11条、第14条)の規定に基づき行った航空機(航空機用機器)の製造(修理)の方法に係る検査を行ったので報告する。

1. 製造(修理)事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 製造(修理)事業の区分
3. 製造(修理)を行う工場名及び所在地
4. 検査総評及び判定

生産技術上の基準		検査総評	判定
1	特殊工程の作業と検査		
2	特殊工程の設備		
3	検査の設備及び管理		

5. 検査官又は検査員が口頭をもって注意した事項
6. 特に示達を要する事項